

地方創生推進交付金活用事業の概要

◆地方創生推進交付金とは

地方創生を推進するため、国により平成 28 年に創設された交付金（補助率 1/2）。

地域の実情に応じた地方創生を後押しするため、地方版総合戦略に基づく地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業※を支援するもの。外部委員による効果検証を行い、適切な PDCA サイクルでの事業実施が求められる。

※結婚・出産・育児に希望を持てる社会環境の整備、移住定住の促進、地域を担う人材確保、商工観光業・農林水産業等の振興などの事業。）

◆京丹後市の地方創生推進交付金活用事業の概要

1 EV 乗合タクシー事業

期間	平成 28 年度～平成 30 年度（3 年間）
事業形態	京丹後市単独事業
概要	市及び市内運行事業者が連携し、「人」＋「モノ＋サービス」の輸送提供を行う事業。また、高齢者等への上記輸送サービスの周知徹底を図るほか、地域住民の輸送ニーズに関する調査結果を踏まえ、新サービスの開発・事業化に繋げていく。
本市事業	EV 乗合タクシー運行支援事業

2 京都府北部地域連携都市圏ステップアップ事業

期間	平成 28 年度～平成 32 年度（5 年間）
事業形態	広域連携事業 （京丹後市、舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市、伊根町、与謝野町）
概要	北部 7 市町の広域で、観光分野、移住定住分野、産業分野、教育分野を相互に連携させる取り組みを実施し、地方創生の深化を図ろうとする事業。
本市事業	海の京都推進事業、商工業支援事業、夢まち創り大学運営事業、新シルク産業創造事業 等

3 京野菜・織物リジェネレーション事業（広域連携事業）

期間	平成 28 年度～平成 32 年度（5 年間）
事業形態	広域連携事業 （京丹後市、木津川市、与謝野町、和束町、八幡市、京都府）
概要	京都府及び府内 5 市町の広域で、丹後ちりめんや西陣織などの伝統産業、ブランド農産物の生産基盤や技術継承などの体制を強化し、地場産業の稼ぐ力向上と伝統文化の保存・進展を図ろうとする事業。
本市事業	産地振興事業、商工会助成事業 ※いずれも織物振興に関する事業

◆平成 29 年度地方創生推進交付金活用事業の効果検証等

別紙 4 のとおり